

1 学校給食に係る基本法令

1-1 学校給食の法的な位置づけ

学校給食とは、広義では学校の管理下において当該学校に在学する児童生徒に提供される食事をいい、狭義では、下記の法律に基づき、それぞれの学校に在籍する児童生徒等に対して実施される給食をいいます。

法律名	定義
学校給食法 (昭和 29 年法律第 160 号)	第 3 条 この法律で「学校給食」とは、前条各号に掲げる目標※を達成するために、義務教育諸学校において、その児童又は生徒に対し実施される給食をいう。 ※ 1 - 4 参照
夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律 (昭和 31 年法律第 157 号)	第 2 条 この法律で「夜間学校給食」とは、夜間において事業を行う課程（以下「夜間課程」という。）を置く高等学校において、授業日の夕食時に、当該夜間課程において行う教育を受ける生徒に対し実施される給食をいう。
特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律 (昭和 32 年法律第 118 号)	第 2 条 この法律で「学校給食」とは、特別支援学校の幼稚部又は高等部において、その幼児又は生徒に対して実施される給食をいう。

1-2 学校給食の実施者

学校給食の実施者はその学校の設置者と定められており、学校給食が実施されるように努めなければならないとされています。

(学校給食法第 4 条、夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律第 3 条、特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律第 3 条)

1-3 学校給食の区分

学校給食は、学校給食法施行規則第1条第2項において、次の区分に分けられています。

区分	内容
完全給食	給食内容がパン又は米飯（これらに準ずる小麦粉食品、米加工食品その他の食品を含む。）、ミルク及びおかずである給食をいう。
補食給食	完全給食以外の給食で、給食内容がミルク及びおかず等である給食をいう。
ミルク給食	給食内容がミルクのみである給食をいう。

1-4 学校給食の目標

学校給食は、1-1に示した法令等に基づき、学校教育活動の一環として実施されるものです。

学校給食に携わる者は、その重要性をよく認識し、学校給食の一層の充実に努める必要があります。

新学習指導要領（平成29年3月31日改正）では、食育の推進について関連の各教科と連携しながら実施することが求められています。

<学校給食法 第2条（学校給食の目標）>

学校給食を実施するに当たっては、義務教育諸学校における教育の目的を実現するために、次に掲げる目標が達成されるよう努めなければならない。

- 一 適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図ること。
- 二 日常生活における食事について正しい理解を深め、健全な食生活を営むことができる判断力を培い、及び望ましい食習慣を養うこと。
- 三 学校生活を豊かにし、明るい社交性及び協同の精神を養うこと。
- 四 食生活が自然の恩恵の上に成り立つものであることについての理解を深め、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 五 食生活が食にかかわる人々の様々な活動に支えられていることについての理解を深め、勤労を重んずる態度を養うこと。
- 六 我が国や各地域の優れた伝統的な食文化についての理解を深めること。
- 七 食料の生産、流通及び消費について、正しい理解に導くこと。

<学習指導要領（抜粋）>

特に、学校における食育の推進（中略）に関する指導については、体育科（保健体育科）、家庭科（技術・家庭科）及び特別活動の時間はもとより、各教科、道徳科<、外国語活動>、及び総合的な学習の時間などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めること。

※<>内は小学校のみの記載。（ ）内は中学校において記載。

1-5 学校給食の開設、廃止、変更

学校の設置者が学校給食を開設、廃止又は変更しようとするときは、学校給食法施行令第1条の規定により、市町村立の学校にあつては直接に、私立学校にあつては都道府県知事を経由して、都道府県の教育委員会にその旨を届け出るよう定められています。

その記載事項については、学校給食法施行規則第1条及び第2条によりそれぞれ定められています。長野県の場合は、学校給食法施行規則第1条第6項の規定により参考様式を定めています。(巻末参考資料P121～参照)

1-6 学校給食関係職員の定数

(1) 栄養教諭等

公立の義務教育諸学校に配置される県費負担の栄養教諭(学校栄養職員を含む。)の配置数は、「公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律(昭和33年5月1日法律第116号)」により定められています。

【栄養教諭等の定数配置基準】

区分	児童生徒数	配置人員
単独実施校	549人以下	1/4人
	550人以上	1人
共同調理場	1,500人以下	1人
	1,501～6,000人	2人
	6,001人以上	3人

(市町村で集計した数値が1に満たない場合は1)

(2) 学校給食調理員

学校給食調理員の配置数については、昭和35年12月14日付け文体給第277号「学校給食に従事する職員の定数確保および身分安定について」により、学校規模に応じて最低限必要と考えられる調理員数が基準として下記のとおり示されてきました。

なお、この基準については、その後における共同調理場の普及、施設設備の近代化、パートタイム職員の増加等により、学校給食の実情に合致しない点も出てきたため、昭和60年1月21日付け文体給第57号「学校給食業務の運営の合理化について」をもって、設置者において、地域や調理場等の状況に応じて弾力的に運用するよう指導されています。

【学校給食調理員数の基準】

児童または生徒の数	従事員の数
100人以下	1人又は2人
101人～300人	2人
301人～500人	3人
501人～900人	4人
901人～1,300人	5人
1,301人以上	6人に児童または生徒の数が500人を増すごとに1人を加えた数

注) 上記の数字は次の条件のもとに示したものである。

- (1) 従事員の業務は、主として購入物資の検収、調理、配分および清掃の部面とする。
(以下略)

1-7 学校給食とSDGs

SDGs（エス・ディー・ジーズ）とは「Sustainable Development Goals」の略で、2015年9月に国連で採択された17のゴール・169のターゲットからなる「持続可能な開発目標」であり、世界共通のモノサシとして、「誰一人取り残さない持続可能な社会づくり」の達成を目指すものです。

学校給食は、児童生徒にとって身近にSDGsの取り組みを体験できる教材のひとつです。

SDGsの目標には、

目標2. 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する

目標4. すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する

目標12. 持続可能な生産消費形態を確保する

などの食育と関係が深い目標があります。

食育の推進は、我が国の「SDGsアクションプラン2021」（令和2年12月持続可能な開発目標（SDGs）推進本部決定）の中に位置付けられており、SDGsの達成に寄与するものです。



コラム◆ジャパン・ニュートリションを世界へ

「SDGsの特徴は、複数の領域の課題を1枚の図に示したことである。つまり、ある領域の課題は、他の領域にも影響を与え、これらの課題に総合的かつ包括的に取り組むことが、それぞれの課題を解決するために必要だと言っている。この中で、栄養は、それぞれの目標を達成する下支えをする役割を担っている。たとえば、栄養不良は、飢餓はもちろん、貧困、保健、医療、さらに福祉に悪影響を与え、これら以外にも教育、労働、経済、ジェンダー、差別、気候変動、さらに環境にも間接的に関係している。」

公益社団法人日本栄養士会長 中村丁次 日本栄養士会ホームページより